納税通知書見本とその内容

◇特別区民税・都民税（住民税）及び森林環境税の計算の考え方

総所得金額等㋒ − 所得控除額㋓ ▶ 課税標準額（①）（千円未満切り捨て） × 税率（6ページ「4」参照） ▶ 算出所得割額（②・③） − 税額控除額等（㋔） ▶ 差引所得割額（⑩） ＋ 均等割額（⑪） ＋ 森林環境税（⑫） ＝ 年税額（⑬㋕）

※令和６年度から、均等割額（⑪）と併せて森林環境税（⑫）が年 1,000 円徴収されます。（7ページ「6」参照）

㋖差引普通徴収分納付額

年税額のうち、個人で納付する税額です。
※同じ枠内の⑬から⑭、⑮、⑰を差し引いた税額です。

㋗年金分特別徴収税額

年税額のうち、公的年金から差し引く税額です。

㋘給与分特別徴収税額

年税額のうち、給与から差し引く税額です。

㋙年税額

令和８年度にかかる住民税（特別区民税・都民税）及び森林環境税の総額です。

㋔税額控除等

所得割額から差し引く金額（④～⑧）を記載しています。
※ふるさと納税等の寄附金控除は寄附金控除の欄に記載しています。
※配当割・株譲渡割控除額（⑨）については、7ページ「5（6）配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除」をご覧ください。

㋒普通徴収納付額

㋖の「⑱差引普通徴収分納付額」を納期限ごとに割り振った税額です。

㋓控除内訳

確定申告書や源泉徴収票等の内容に基づいて、各所得控除額を記載しています。
一部、所得税と控除額が異なるものがあります。
例）基礎控除、扶養控除、生命保険料控除等

		① 課税標準額（課税所得金額）(円)	② 算出所得割額（①×税率） 特別区民税 (円)	都民税 (円)
課税標準額・所得割額	A 総所得			
	B 土地等事業等			
	C 分離短期譲渡			
	D 分離長期譲渡			
	E 一般株式等の譲渡等			
	F 上場株式等の譲渡等			
	G 上場株式等の配当等			
	H 先物取引			
	I 山林・退職			
	③ 算出所得割額計			
税額控除等	④ 調整控除額			
	⑤ 配当控除額			
	⑥ 住宅借入金等特別税額控除額			
	⑦ 寄附金税額控除額			
	⑧ 外国税額控除額等			
	⑨ 配当割・株譲渡割額控除額			
	⑩ 差引所得割額（③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨）			
	⑪ 均等割額			
	⑫ 森林環境税額 (円)			

オ

普通徴収納付額⑱	期別	第１期	第２期	第３期	第４期
	納期限				
	税額	円	円	円	円
	充当額	円	円	円	円
	差引納付額	円	円	円	円

コ

⑬ 年税額（⑩＋⑪＋⑫）	カ	円
⑭ 給与分特別徴収税額（給与差引き分）	キ	円
⑮ 年金分特別徴収税額（⑲＋⑳）（公的年金差引き分）	ク	円
⑯ 差引普通徴収分税額（⑬－⑭－⑮）（個人納付分）		円
⑰ 所得割より控除することができなかった配当割・株譲渡割額控除額		円
⑱ 差引普通徴収分納付額（⑯－⑰）	ケ	円

今年度公的年金から特別徴収される額（前半分）⑲	徴収月	特別徴収税額 (円)

サ

今年度公的年金から特別徴収される額（後半分）⑳	徴収月	特別徴収税額 (円)

サ

来年度公的年金から特別徴収される額（前半分）㉑	徴収月	仮特別徴収税額 (円)

公的年金の支払者（特別徴収義務者）
支払者の名称
支払者の法人番号
公的年金の種類

特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定・納税通知書

あなたの税額を決定しましたので通知します。

賦課期日氏名	
賦課期日住所	
□座情報	金融機関名
	支店名
	納付方法

ア

お問い合わせの際は整理番号をお知らせください。

整理番号 イ

○この納税通知書は大切に保存してください。

見本

特別区民税・都民税・森林環境税 所得・控除内訳書

給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	雑所得（年金等）	営業等所得

農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	譲渡・一時所得	A 総所得

B 土地等事業所得等	C 分離短期譲渡所得	D 分離長期譲渡所得	E 一般株式等の譲渡所得等	F 上場株式等の譲渡所得等	G 上場株式等の配当所得等

H 先物取引所得	I 山林所得・退職所得	分離短期・分離長期譲渡益	損失の繰越控除

ウ

雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金
生命保険料	地震保険料	障害者	寡婦（夫）・寡婦特別
ひとり親	勤労学生	配偶者	配偶者特別
扶養	特定親族特別	同居特別障害者加算額	基礎
			所得控除合計

エ

扶養該当	配偶者 一般	配偶者 老人	特定扶養	老人扶養 同居	老人扶養 合計	16歳未満扶養	その他扶養	特別障害 同居	特別障害 合計	その他障害

特親	本人該当	未成年	障害 特別	障害 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

公的年金からの特別徴収

公的年金から差し引かれる税額は、『税額決定・納税通知書』（1枚目の通知）の税額欄⑮の金額です。

ア．来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、㉑の額が4月以降特別徴収の方法で徴収されます。

イ．年の途中で年金分特別徴収税額に変更があった場合等は、公的年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収で納めていただくことがあります。

・□座振替又は公的年金からの特別徴収以外の人は、同封の納付書でそれぞれの納期限までに納付してください。

お問い合わせの際は整理番号をお知らせください。

整理番号

㋗公的年金から特別徴収される額

公的年金から住民税（特別区民税・都民税）及び森林環境税が特別徴収される人はここに徴収月ごとの税額が記載されています。

㋐口座情報

この欄に金融機関名・支店名が記載されている人は、記載の口座から引き落とされます。そのため、納付書は同封しておりません。

㋑整理番号

お問い合わせの際は、こちらの「整理番号」をお伝えください。

㋒所得内訳

税額の根拠となる令和７年１月から令和７年１２月までの所得の内訳です。
※「所得」とは、収入金額から必要経費等を差し引いた金額をいいます。給与収入、公的年金等の収入については、所定の計算方法により所得を算出します。